

令和 5 年度 加西市中学校整備基本構想策定支援業務委託 仕様書

1 業務名

令和 5 年度 加西市中学校整備基本構想策定支援業務委託

2 業務の目的

加西市の中学校の再編について、令和 4 年度の「加西市未来の学校構想検討委員会」による答申等に基づき、市では現 4 校から 2 校への再編に向けて検討が進んでおり、新中学校の整備候補地の絞込みを行っている状況である。

本業務は、これまでの検討内容を踏まえ、新設中学校の整備について、コンセプトをはじめ、施設規模や必要となる機能、スクールバスの運行計画等の検討を行うとともに、検討委員会やワークショップでの意見集約等、基本構想の策定を支援することを目的とする。

3 履行期間及び履行場所

- (1) 履行期間 契約締結の日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (2) 履行場所 加西市北条町横尾 1000 番地 外(市内全域)

4 業務内容

(1) 構想策定全体に関する業務(進捗管理)

(2)以降の業務内容が効果的・効率的に実施できるよう、本市担当者と協議の上、スケジュールを作成し、的確な進捗管理を行うこと。

また、本業務の進捗状況については、2～3 週間に 1 回程度の打合せ(web 可)を定期的に行い、適宜報告すること。なお、打合せの際には会議録を作成し、本市に提出すること。

(2) 中学校再編の方向性の検討

ア 令和 3～4 年度にかけて開催・実施された下記会議等での検討内容の整理

- (ア) 加西市未来の学校構想検討委員会
- (イ) 加西市未来の学校構想(素案)に関するアンケート調査
- (ウ) 加西市未来の学校構想について(答申)
- (エ) 加西市未来の学校構想ワークショップ

イ 事例整理に関する業務

中学校の再編について、2～3例程度抽出し、特徴的な取組について整理を行う。

(3) 整備コンセプトの検討に関する業務

今後の市の教育方針やこれまでの検討内容(※(2)アに列記)とともに統合対象となる中学校の歴

史や特色等を踏まえ、新設中学校の基本理念、整備方針等を含むコンセプトについて検討を行う。

(4) 必要機能、空間配置の検討に関する業務

これまでの検討内容や先進事例等により、新設中学校に必要と考えられる機能について検討を行うとともに、今後市が提示する整備候補地における施設整備を想定したゾーニングについて検討を行う。

ア 必要機能の検討

- (ア) 環境共生
- (イ) ユニバーサルデザイン、バリアフリー
- (ウ) 防犯・安全
- (I) 複合機能 等

イ 配置計画検討(ゾーニング)

(5) 施設規模の検討に関する業務

これまでの検討内容や国による学校施設の整備の基準等について確認・整理を行うとともに、将来の児童・生徒の推移、学級規模の推移を見込み、学校規模の検討を行う。

ア 「学校施設整備指針」の確認

イ 学校規模の想定

(6) スクールバス運行計画に関する業務

中学校3校の統合に伴う遠距離通学対策となるスクールバス運行について、生徒の通学距離・交通手段の割振り等について検討するとともに、バス運行ルートや運行時間間隔、運行委託費等についてバス事業者との協議等を通じて検討を行う。

(7) 委員会の運営補助に関する業務

新設中学校の基本構想について検討する「加西市中学校整備基本構想策定委員会」の運営について、必要な資料や議事録の作成を行う。

- ・開催回数・・・5回程度(参加者:15名程度/回)

(8) ワークショップの運営補助に関する業務

保護者、教職員、地域の方々や市内中高生等が参加し、新設中学校の具体的機能や地域との関わり、スクールバス運行計画等について意見交換を行う、ワークショップの運営について、必要な資料の作成やテーブルワークの進行支援等を行う。

ア 一般対象・・・2回程度(参加者:30名程度/回)

イ 市内中高生対象・・・2回程度(参加者:30名程度/回)

(9) 概算事業費の算出に関する業務

(4)(5)(6)の調査を踏まえ、新設中学校の整備に係る概算事業費及び維持管理経費の算出を行う。

ア 整備概算事業費の算出

イ 維持管理経費の算出

(10) 事業スキーム、事業スケジュールに関する業務

新設中学校の整備にあたり、想定される事業スキームについて整理を行うとともに、事業スキーム毎に、新たな学校施設の開校までの事業スケジュールについて検討を行う。

(11) 整備推進に当たっての問題点・課題の整理に関する業務

新設中学校の整備を進めるに当たり、問題点・課題と考えられる点について整理を行い、解決の考え方や手段等について検討を行う。

(12) 基本構想(案)報告書作成に関する業務

新設中学校の整備の方向性を含めた「加西市中学校整備基本構想(案)」について、策定委員会やワークショップでの意見をとりまとめ、報告書を作成する。

(13) その他効果的な基本構想策定に係る提案業務

提案する見積内で、別途、基本構想策定において効果的な政策・施策形成を促進するための企画があれば、提案のうえ実施すること。

例：市民意向の反映するための事業、進行管理手法に関する提案等

5 成果品

(1) 基本構想報告書	<input type="checkbox"/> A4判 <input type="checkbox"/> 一部カラー	<input type="checkbox"/> 紙媒体 30 部(製本は不要) <input type="checkbox"/> 内容を記録した電子媒体(CD-R 又は DVD-R)
(2) ワークショップ報告書	<input type="checkbox"/> 100 頁程度 (別途調整)	<input type="checkbox"/> 電子データ* <input type="checkbox"/> 新設中学校の整備イメージパース(3 点)

※ (1)~(2)で作成するデータの形式は修正可能な電子データ(別途市と事前に協議)とする。
また、PDF 形式のデータも含むこと。

6 その他

- (1) 受託者は、業務着手前に本業務に係る作業方針を提示し、本市の承諾を得ること。
- (2) 受託者は、本業務に関する文献等資料を収集し、十分な調査をすること。
- (3) 受託者は、業務の遂行に際し技術論文等の文献その他の資料を引用した場合には、その出典を報告書に明記すること。
- (4) 受託者は、本業務で調査収集した文献等資料を本市に提出すること。
- (5) 業務に必要な資料の収集に要する証明書、申請書等の交付は、受託者の申請による。
- (6) 受託者は、本業務に必要と認められる資料を本市より借用できるものとし、借用した資料は責任を持って保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後に速やかに本市に返却するものとする。

- (7) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を他人に漏らしてならない。業務完了後もまた同様とする。
- (8) 本業務の実施に伴う費用は、本仕様書等に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。
- (9) 本業務で得られた成果物の著作権・利用権は、ホームページへの掲載を含め本市に帰属する。
- (10) 本仕様書に明記されていない事項又は業務遂行に関して疑義が生じた場合は、本市担当者と協議の上、その指示に従うこと。